



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 ト ー カ イ
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 小 野 木 孝 二
(コード番号 : 9729 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 臼 井 忠 彦
(電話番号 : 058 - 263 - 5111)

当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）の廃止のお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 7 日開催の取締役会にて「当社株式の大量買付提案への対応方針（買収防衛策）」（以下「本方針」といいます。）の導入を決議し、平成 19 年 6 月 28 日に開催された第 52 回定時株主総会から 3 年ごとに、本方針を一部修正したうえで、株主の皆様のご承認を得て更新してまいりました。本方針の有効期間は、第 58 回定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとされておりますが、当社は、本日開催の取締役会において、本方針を本日付けで廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本方針を導入・更新してまいりました。

しかしながら、本方針導入時とは当社を取り巻く経営環境等が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に対する法制度の整備などによって、本方針導入の目的も一定程度担保されていると考えられます。このようなことから、本方針の必要性が低下したものと判断し、本日開催の取締役会において、本方針を廃止することを決議いたしました。

今後は、中長期的な経営目標の達成に向けて様々な戦略・施策を着実に実行することにより、健全で持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの社会的信頼に応えていくこと、ならびにコーポレート・ガバナンスの更なる整備・強化に取り組むことで、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

なお、当社は、本方針の廃止後も当社株式の大量買付行為が発生した場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、積極的な情報収集とその適切な開示に努めるとともに、必要に応じて、法令及び定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上